

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、大阪地域合同労働組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同令同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和 5 年 6 月 20 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

賃金引き上げ等

令和 5 年 6 月 19 日

厚生労働大臣 加藤 勝信

別 記

ブレインクリニック東京院、ブレインクリニック新宿院（以上、東京都）、ブレインクリニック名古屋院（愛知県）、ブレインクリニック大阪院（大阪府）